

北海道受動喫煙防止対策健康教育資材作成事業委託業務 企画提案指示書

1 目的

新型コロナウイルス感染症が発生している状況下においても、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保するため、道、市町村及び企業等が実施する健康教育等において活用されるよう、オンライン研修等に対応した健康教育資材を作成する。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

契約締結の日から令和4年(2022年)3月25日(金)まで

4 委託業務の内容

本道における受動喫煙防止対策の推進を図るため、次のとおり受動喫煙の防止に関する健康教育等の実施に必要な教育資材(DVD)の作成を行う。

(1) 基本事項

- ア 企画立案
- イ 映像編集及び内容構成
- ウ ナレーション、イラスト等の構成及びDVDジャケットの企画編集
- エ DVDへの編集
- オ DVDのプレス(複製)

(2) DVDの構成内容(3部構成)

- ア 道民向け教材
 - ・対象者：一般道民
 - ・内容：受動喫煙の防止に関するルールや喫煙時に配慮すべき事項等について
 - ・時間：20分程度
- イ 児童・保護者向け教材
 - ・対象者：児童(小学生)、保護者
 - ・内容：受動喫煙による健康影響や子どもに受動喫煙を生じさせないこと等について
 - ・時間：20分程度
- ウ 企業向け教材
 - ・対象者：企業(事業者)
 - ・内容：従業員等に受動喫煙を生じさせない取組等について
 - ・時間：20分程度

(3) その他

- ア 専門家等による監修の体制を確保すること。
- イ DVDのメニュー画面から知りたい情報を選択できるようにすること。
- ウ DVDの完成までに、道による複数回の内容確認等の機会を設けること。
- エ 作成した動画は、インターネット配信でも使用するものであること。
- オ 内容は、受動喫煙の防止を推進するものであり、禁煙を推進するものではないこと。

5 成果品

- (1) 受動喫煙防止に係るDVD
DVD 300枚（3部構成で1枚のDVDに収録、専用のDVDジャケット付き）
- (2) DVDに係る電子データ原稿
DVD-R 1枚

6 プロポーザル参加の資格要件

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数の法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 道内に本社又は事業所を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であって、委託業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体を除く。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されている者でないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ③ 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

7 企画提案の審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
 - ア 本業務を実施する執行能力、実施体制が確保されていること。
 - イ 過去の事業実績から本業務の適切な遂行が見込まれること。
 - ウ スケジュールや経費積算が妥当と考えられること。
- (2) 企画提案内容
 - ア 受動喫煙の防止に関する理解が深まり、道民や事業者等の自発的な行動や取組の促進が図られるようにするための企画・提案内容となっていること。
 - イ 健康増進法及び北海道受動喫煙防止条例の規定、道の施策のほか、受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことなどについて、十分な知識を有していること。
 - ウ DVDを作成する対象者ごとに、収録するメニューやポイントが整理され、かつ、対象者に理解してもらうために工夫された内容となっていること。
 - エ 専門家等による監修体制の確保のほか、DVDをより多くの場面で活用してもらうための工夫がなされていること。

8 委託業務事業費

(1) 事業費の上限額

8, 220千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(2) 対象経費

対象となる経費は事業の実施に関連するもので、以下のとおり。ただし、事業を実施した場合、何れの経費についても、事業終了後、完了検査において確認を行う。

ア 人件費（本事業に従事する業務量に応じた経費に限る。）

イ 事務費（本事業と関連性のある経費に限る。）

※ ただし、次の経費は対象外とする。

- ・土地、建物を取得するための経費
- ・施設や設備を設置又は改修するための経費
- ・委託業務の全部又は一部の処理を第三者に再委託するための経費
- ・その他、事業との関連性が認められない経費

9 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の提出は、一者につき一提案とします。

(2) 企画提案書の規格はA4版とします。

(3) 企画提案書は、7部提出してください。1部のみ表紙や文中に法人・団体名等を記載し、残り6部については、法人名等は記載しないでください。

(4) 企画提案書は、別紙様式を参考にしてください。様式に記載しきれない場合は、適宜枚数を増やして差し支えありませんが、簡潔にまとめてください。

(5) 文書を補完するための写真、イラスト、イメージ図等の使用は可とします。

また、説明上資料が必要な場合は、(2)の規格であれば資料を添付して差し支えありません。

(6) 提出期限 令和3年8月20日（金）午後5時必着

(7) 提出方法 提出場所に持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）してください。

(8) 提出場所 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくり係（担当：主幹 ^{ゆうした} 夕下）

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎6F

電話：011-231-4111（内線25-529）

(9) その他

ア 電子メールによる提出は認めません。

イ 要求した内容以外の書類、函面等は受理しません。

ウ 選定された企画提案書は返却しません。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した場合に限り返却します。

エ 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とします。

10 企画提案書に関するヒアリング

プロポーザル審査会においてヒアリングを実施します。

（ヒアリングの日時、場所は別途通知します。）

なお、ヒアリングに参加しない者の企画提案書は無効とします。

11 問い合わせ窓口

本事業の企画提案に関する問い合わせ窓口は、9（8）と同じです。